

庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

(目的)

第1条 一級河川庄内川及び矢田川（以下「庄内川」という）において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(本要綱の対象期間)

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

(運転調整の通知及び発令)

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。
2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

(運転調整対象ポンプ場)

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部（河口～東谷橋）及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

(準備水位の事前連絡)

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T.P. 6.40mとする。準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

(基準地点及び水位観測所)

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋（14.4kp）とする。

(基準水位)

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時（河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時）に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT.P. 8.00mとする。

(基準水位の通知及び運転調整の発令)

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑 則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附 則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場

N.O.	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置・(管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m3/s	備 考
1	宝 神	名古屋市	庄内川 左岸 0.4Km (国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における運転調整の対象外
2	当 知	名古屋市	庄内川 左岸 3.3Km (国)	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における運転調整の対象外
3	打 出	名古屋市	庄内川 左岸 6.3Km (国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中
4	岩 塚	名古屋市	庄内川 左岸 9.2Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中 村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km (国)	荒子川・中川運河から流域変更	36.33	検討中
6	城 北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km (国)	堀川・荒子川・中川運河から変更	14.42	
7	落 合	名古屋市	庄内川 右岸 19.5Km (国)	新川から流域変更	17.00	
8	守 山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km (国)	庄内川流域	13.33	
9	川 北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km (国)	庄内川流域	19.67	
10	勝 西	春日井市	八田川 左岸 0.4Km (国)	庄内川流域	2.42	
11	南 部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km (国)	庄内川流域	14.49	
12	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km (国)	庄内川流域	2.80	
13	大 留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km (県)	庄内川流域	4.41	
14	福 德	名古屋市	矢田川 左岸 0.4Km (国)	堀川から流域変更	25.00	
15	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸 4.0Km (国)	堀川から流域変更	30.33	
16	守 西	名古屋市	矢田川 右岸 3.9Km (国)	庄内川流域	30.35	
17	宮 前	名古屋市	矢田川 左岸 7.1Km (県)	堀川から流域変更	28.33	